

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月1日から同年12月1日までの期間について、A社B事業所（現在は、C株式会社）に勤務し、D組合（現在は、E組合）の組合員であったことが認められることから、申立人のD組合員としての資格取得日に係る記録を同年7月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、16万577円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月1日から同年12月15日まで

私は、B事業所に昭和52年7月1日に準職員として採用され、同年7月11日まで講習を受け、その後同年8月末までF事業所で、同年9月からG事業所で同年12月中旬に退職するまで勤務していた。

申立期間は準職員として勤務していたので、D組合の組合員期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年7月1日から同年11月30日までの期間について、雇用保険の記録、申立人が所持する第*回新規採用職員講習会修了生名簿（以下「修了生名簿」という。）及び複数の元同僚の証言により、申立人がB事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する修了生名簿において氏名を確認できる申立人を除く14人のうち、所在が確認できた12人は、昭和52年7月1日にD組合の組合員資格を取得していることが確認できる上、上記12人のうち雇用保険の記録を確認できた10人は、申立人と同様に同年7月1日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の12人に照会したところ、回答があった6人全員が昭和52年7月1日にB事業所に準職員として採用されたとしている上、申立人を記憶している4人は、申立人も同日に準職員として採用されたとしており、そのうち3人は、申立人もD組合に加入していたと思うと回答して

いる。

加えて、H団体は、申立期間当時のD組合の取扱いについて、準職員及び職員を同組合の組合員としていた旨回答している。

なお、H団体は、D組合の組合員は雇用保険が適用とならないことから、申立人が同組合の組合員として勤務していたことは考え難い旨回答しているものの、修了生名簿で個人を特定できた者のうち、雇用保険の記録を確認できた者は、D組合の組合員期間であっても雇用保険に加入していることが確認できる上、複数の元同僚が準職員から職員に身分が変わったと回答している日が雇用保険の離職日と合致していることから考えると、B事業所では、準職員を雇用保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和52年7月1日から同年11月30日までの期間についてB事業所において準職員として勤務し、同年7月1日から同年12月1日までの期間について、D組合の組合員であったことが認められる。

D組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人のD組合員としての資格取得日に係る記録を昭和52年7月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間における標準報酬月額については、上記申立人と同時期に採用された同僚の俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定から判断すると、16万577円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和52年12月1日から同年12月15日までの期間については、申立人のB事業所における雇用保険の離職日は同年11月30日となっている上、複数の元同僚からも申立人が当該期間に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、H団体は、厚生年金保険料等の控除に関する書類はA社から承継されていないため、申立期間に係る厚生年金保険料等の控除については不明である旨回答している。

このほか、当該期間においてD組合員として勤務していた事実及び厚生年金保険被保険者としての保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和52年12月1日から同年12月15日までの期間については、申立人がD組合員として勤務していたこと及び厚生年金保険被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和35年12月1日、資格喪失日は37年2月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和35年12月から36年9月までの期間は1万2,000円、同年10月から37年1月までの期間は1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年12月1日から37年2月1日まで
年金記録を確認したところ、B県C市にあった株式会社Aに勤務していた時の厚生年金保険の加入記録が無かった。私は、長男を出産した頃には退職していたが、同社に勤務していたことは間違いなく、また、同時期に勤務していた私の姉には加入記録があることから、自分に厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aの事務所に勤務していたと主張しているところ、申立人の三姉は、申立人と長姉の3人で、当該事業所の事務所において一緒に同様の業務に従事していたと証言している上、当該2人の姉は当該事業所において重複した時期に厚生年金保険の被保険者期間が確認できることから、申立人が当該事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが推認できる。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同姓同名で生年月日が1か月相違した基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和35年12月1日、36年10月1日の定時決定の記録があるが、資格喪失日の記載は無い。）が確認できるところ、オンライン記録によれば、申立人以外に氏名及び生年

月日が類似する被保険者が確認できないことから、当該未統合記録は申立人の記録であると判断することができる。

さらに、申立人は、長男を出産した昭和 37 年*月*日よりも 1 か月ぐらい前に退職したと主張していること、及び一緒に働いていたとされる長姉の当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間は 36 年 10 月 1 日から 37 年 5 月 1 日までであることから、申立人に係る資格喪失日については、同年 2 月 1 日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、株式会社 A の事業主は、申立人が昭和 35 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37 年 2 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人の株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録から、昭和 35 年 12 月から 36 年 9 月までの期間は 1 万 2,000 円、同年 10 月から 37 年 1 月までの期間は 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成2年9月、同年11月及び同年12月は11万8,000円、3年1月は10万4,000円、同年2月は11万8,000円、同年3月は11万円、同年4月から同年7月までは11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から3年8月1日まで

私は、平成2年9月から5年12月まで株式会社Aに勤務していたが、2年9月から3年7月までの給料支払明細書にある厚生年金保険料は、ねんきん定期便にあった標準報酬月額に相当する保険料よりも多く控除されている。

申立期間の標準報酬月額を、実際に給与から控除された厚生年金保険料に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成2年9月及び同年11月から3年7月までの期間について、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う

標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録の訂正の要否を判断することとなる。

したがって、当該期間に係る申立人の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び総支給額から、平成2年9月、同年11月及び同年12月は11万8,000円、3年1月は10万4,000円、同年2月は11万8,000円、同年3月は11万円、同年4月から同年7月までは11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の記録を確認できる関連資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間に係る標準報酬月額のうち、平成2年10月については、申立人が所持する給料支払明細書の厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額の低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）と一致していることから、特例法による記録の訂正を行う必要は認められない。

宮城国民年金 事案 1745（事案 353 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 12 月まで
当初の申立てについては、平成 20 年 8 月 29 日付けで認められないという通知を受けたが、その後、A 事業所に勤めていた時の同僚が見付かったので、再申立てをする。経営者が従業員全員の国民年金保険料を納付していたのは間違いないので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、勤めていた事業所の経営者が国民年金保険料を納付していたと主張するが、申立人の国民年金保険料を納付していたとする経営者夫婦や、当時の同僚が特定できず、申立期間当時の状況について証言を得られないこと、申立期間直後の期間である昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が、時効直前の平成 2 年 2 月 26 日に納付されており、申立期間の保険料は時効により納付できなかったと推測されることなどから、既に当委員会の決定に基づき 20 年 8 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに同僚が見付かったとして再申立てを行っているところ、オンライン記録の検索によりその同僚と思われる者が確認できたものの、申立人からは、その同僚に直接照会しないでほしいとの要望があったことから、当該同僚から申立内容を裏付ける状況等を確認することはできなかった。

そのほかに、申立人からは、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等の提出は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から同年9月まで

私は、20歳に到達した当時、国民年金への認識が乏しく、無職であったこともあり、最初の国民年金保険料は未納となってしまった。このままではいけないと思っていたところ、口座振替で国民年金保険料を納付することができることを知り、平成4年10月からA金融機関から口座振替で保険料を納付することとした。未納となった保険料を早期に納付しなければならないと考えていたところ、役所から通知が来て、未納となった期間の保険料をまとめて納付することが可能であることを知ったので、6年12月分のアルバイトの給料を基に、同年12月にB市役所から送付されてきた納付書に現金を添えて銀行で納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した時期について、平成6年12月のアルバイトで得た給料を基に、同年12月に金融機関で納付したと述べている。しかしながら、この時点では、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられ、仮に金融機関が申立期間の国民年金保険料を時効後に収納したとすれば、時効後納付による過誤納となり、還付又は他期間への充当が行われているものと考えられるが、オンライン記録によれば、その事蹟は見当たらない。

また、B市の国民年金被保険者記録票（電子データ）によれば、申立期間の国民年金保険料は未納とされており、オンライン記録とも一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年10月から54年3月まで
年金記録の調査を依頼したところ、申立期間について国民年金保険料の納付記録が確認できないとの結果が送られてきた。
しかし、申立期間前に国民年金保険料を納付した実績が4か月あることから、その後の申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市（現在は、B市）が作成した申立人に係る住民票によれば、国民年金の資格得喪の欄は空欄となっている上、申立人が申立期間の前後に居住したC町（現在は、D市）の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿並びにE町（現在は、B市）の作成した国民年金被保険者名簿においても、申立人が申立期間に被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間は未加入期間として取り扱われ、申立人に対して納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から同年6月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未納となっていた。

私は、申立期間の国民年金保険料を未納としたまま、その後の保険料を納付したとは考えられない上、申立期間の保険料は、市役所の窓口又は農協の窓口で現年度納付したことを覚えているので、申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度で納付したと述べているところ、オンライン記録によれば、平成12年1月6日に申立期間の過年度納付書が発行されたことが確認でき、その納付書が発行された時点では、申立期間は未納期間であったと考えられることから、申立期間の保険料が現年度納付されたとは考え難い。

また、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られたことにより、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は極めて低いと考えられることから、申立期間において、記録の過誤が生じたとは考え難い。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月から同年 12 月まで
② 昭和 41 年 9 月から 42 年 10 月まで

申立期間①については、A 県 B 市の C 事業所に勤務し、D 業務を行っていた。申立期間②については、E 社 F 支店に勤務し、G 業務を行っていた。両期間とも給料から厚生年金保険料を引かれていた記憶があることから、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C 事業所で勤務していたと主張しているところ、商業登記簿謄本により、申立人が主張する事業所の所在地に有限会社 H（現在は、有限会社 I）が確認できる上、申立人が勤務内容を具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が有限会社 H に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、有限会社 H が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、商業登記簿謄本において確認できる申立期間①当時の代表取締役、及び 2 人の取締役のうち 1 人は、当該期間当時は国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付しており、他の 1 人の取締役も、当該事業所とは別の事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、有限会社 I の現在の事業主は、「有限会社 H は昭和 57 年に閉店し、当時の経営者であった父も平成 4 年に亡くなっており、当時の資料も無い。」旨回答しており、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①当時の同僚等の氏名について記憶してい

ないことから、申立人の申立てに係る事業所における勤務実態等を確認できない。

申立期間②について、オンライン記録によると、E社F支店が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、J法務局管内において該当する法人が確認できない。

また、申立人が記憶する2人の同僚について、当該同僚のオンライン記録を確認したが、E社F支店で厚生年金保険に加入していた記録は見当たらない上、照会に対して回答のあった1人は、申立人と一緒に勤務していたとしているものの、事業所名及び勤務状況等について具体的な証言が得られなかった。

さらに、オンライン記録において、E社F支店と名称が類似する3事業所（A県K市に所在する株式会社L、M県N市に所在する株式会社O（後に、P社に名称変更）及びQ社（後に、株式会社Rに名称変更））の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票を確認したが、申立人及び上記2人の同僚の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2829（事案 2473 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私の夫は、A株式会社にて昭和 31 年 10 月から平成 8 年 8 月末日まで勤務したが、申立期間の 1 か月だけ厚生年金保険の加入記録が抜けている。

前回の結果に納得がいかないため、再度調査をして厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人の妻は、「夫は、B 県 C 市の実家を継ぐために退職願を出したが、社長が実家に来て退職願を破棄したので退職とはならなかったはずだ。」と主張しているところ、i) 申立人の退職願を破棄したとする社長は既に亡くなっており、申立てを裏付ける証言を得ることができないこと、ii) A 株式会社で作成した「健康保険厚生年金保険被保険者台帳」によると、申立人は、昭和 48 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失し、同年 6 月 1 日に再取得している記録となっており、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致していること、iii) 同社における申立期間に係る雇用保険の記録によると、申立人は、同年 4 月 30 日に離職し、同年 6 月 1 日に被保険者資格を再取得した記録となっており、厚生年金保険の被保険者期間と合致していること、iv) 複数の元同僚は、申立人は一度退社し再入社したとしており、「申立期間に厚生年金保険や雇用保険の記録が無いのであれば、その期間は申立人が退職していた時期であると思う。」旨述べている上、そのうちの一人で、申立人が従事したとする B 県の D 業務（作業期間：昭和 47 年 9 月か

ら 50 年 5 月まで) の作業所で事務を担当していたとする者は、「私は、D 業務の現場で申立人から退職願を受け取り、E 支店に提出した。再入社については、本人が直接 E 支店に行って再入社を伝える意思を伝え、再度採用となった。」旨証言していることなどから、当委員会は、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき、平成 23 年 7 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、上記の年金記録の訂正は必要でないとする通知に納得できないとして、申立期間当時の状況を記載した文書等を提出し再申立てを行っているが、申立てに係る新たな資料等はなく、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 4 月から 60 年 3 月までの期間、A 株式会社勤務していたが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険の未加入期間とされている。

勤務していたのは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 株式会社と取引があった個人事業主は、「昭和 56 年半ば頃から 60 年春頃まで A 株式会社と取引があり、その間、申立人は、B 業務の担当者として同社に勤務していた。」旨証言していることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所検索システムにおいて、A 株式会社及び類似する名称の事業所を検索したが、A 株式会社は厚生年金保険の適用事業所であった形跡は見当たらない。

また、A 株式会社は、C 株式会社へ商号変更した後解散している上、申立期間当時の事業主は所在不明となっていることから、申立人の A 株式会社における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間の前に勤務していた事業所から同僚 2 名が A 株式会社に移ったとしているところ、当該同僚 2 名に照会したが、いずれも回答を得られない上、オンライン記録によれば、うち 1 名の申立期間における被保険者記録は、国民年金の被保険者期間（保険料納付済み）及び他の事業所における厚生年金保険の被保険者期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 10 日から 41 年 2 月 27 日まで
私が働いていた当時の給料は 6,000 円ぐらいだったと思うが、社会保険事務所（当時）で見た資料によると、脱退手当金の額は 2 万数千円だったので当時のお金としてはかなりの金額になり、受給したとすれば記憶に残っていると思う。しかし、そのような記憶が全く無いので今回申立てを行う。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の厚生年金保険被保険者記号番号の欄には、脱退手当金の請求が行われたことをうかがわせる「脱」の表示が記されている。

また、支給されたとする申立期間に係る脱退手当金は、計算に誤りは無く支給額は適正であり、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 41 年 2 月 27 日）から約 1 か月半後の昭和 41 年 4 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。